

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	金 東煥 (きむ どんふあん)
○学位の種類	博士 (政策科学)
○授与番号	甲 第944号
○授与年月日	2014年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	候補者指名方法(Candidate Selection Method)の研究 — 日韓における候補者指名方法の開放を事例に —
○審査委員	(主査) 佐藤 満 (立命館大学政策科学部教授) 藤井 禎介 (立命館大学政策科学部准教授) 上久保 誠人 (立命館大学政策科学部准教授)

<論文の内容の要旨>

1. 本研究のねらいと全体の概要

近年、政党研究、選挙研究の双方において注目を集めている候補者選定過程について、日韓両国における事例を追うことで、どのような事態が進行しているのかを描き出す記述的研究である。

政党が選挙に臨んでどのような候補者をどのような方法で選び出しているのかについては、重要とされながらも私的組織の内部過程であるため詳細に知ることは難しかったが、近年、先進国の政党においては、この過程を公然化し、また、この過程への人々の参加を促す実践的試みもなされるようになってきたため、急速に、候補者選定過程に注目する研究が隆盛を迎えつつある。

ただ、これについては候補者選定を一部エリート(党幹部)の手から人々(一般党员、韓国の「国民競選」に至っては党员以外の一般有権者)の参加するプロセスにゆだねることが民主主義の要請であると単純に理解する向きもあり(そのこと自体が誤りだとは言えないが)、各国・各政党の候補者選定の手続きについて比較制度論的に研究している研究者の中には、候補者選定過程に参加する人々が拡大することを肯定的にとらえ、これを無批判に「民主化」と称する者も出てくるようになってきている。

学位申請者は、このような単純かつ楽観的な見方に満足せず、候補者選定過程を開放化に向けて動かしてきた近年の韓国の民主党と日本の自由民主党の候補者選定過程の実際を追うことで、両国の両党の中で何が起きているのかを精密に記述分析した。

日韓両国の与党になりうる大政党にかかわる分析を、候補者選定と選挙区レベルの各級候補者（政治家）の権力闘争の関連に注目して記述しているので、やりようによっては両国にかかわる比較政治分析の素材足りうる研究ではあるし、比較の視座に乗せて何が発見しうるのか、何を発見したのかを問いたくなる研究ではある。しかし、ねらいはあくまで実態の記述であり、むしろ語られているのは日韓比較というよりも政党についての一般的考察であると見るべきであろう。

2. 各章の概要

序章では、候補者選定過程の開放化は、一部の制度論者が語る民主化に向けた規範的要請によるものというよりも、政党リーダーシップの側の権力維持・強化に向けた方策ではないか、という問いが語られる。

第一章では、近年、政党の候補者指名に関する比較政治研究において広く用いられているハザンとラハット（Hazan and Rahat）の枠組みについて、簡単に整理、紹介している。候補者資格、候補者選出者、候補者選定の場、指名か投票かという四点であるが、第一と第二の指標については排他性—包括性が用いられ、第三の指標については集権化—分権化が用いられる。第一の指標が意味するところは、候補者となるのに、黨員であり、かつ、党歴や党活動歴の資格要件も加えられていると排他的となり、黨員外からも広く候補を求める公募などを行う場合は包括的であると見られる。第二の指標に関して言えば、党首のみが候補者選出の権限を持っている場合が、もっとも排他的で、次いで党幹部による選出が行われる場合となり、党代議員、黨員一般となるにつれ包括性が高まり最も包括性の高いのが一般有権者（韓国の国民競選がこれに当たるだろう）ということになる。第三の指標はどこで候補者を選んでいるかであるが、実質的に各選挙区レベルの支部で決めている場合などが最も分権的で、党中央が決めている場合が集権的、いくつかの選挙支部の集合体である日本の府県連のようところで実質的に決まっている場合がその中庸に位置する。これらが相互に独立か否かについては検討されていない。第四の基準については本稿では特に扱っていない。

また、ここで、候補者選定過程研究の日韓両国における先行研究について、簡単な整理を行っている。韓国については折々の実態記述と単純な規範論的制度論が多く、政治過程的分析は少ない。日本の先行研究が示唆するところは、近年よく行われるようになった公募が分析の焦点となるというところである。

第二章では、2012年の韓国総選挙における民主党の候補者選定過程の分析を、特に済州市（乙）選挙区での実態を追う中で行っている。特に近年の韓国選挙政治の焦点の一つである国民競選（政党の候補者選定の過程に、黨員のみならず一般有権者をも参加させるという制度である）が、この選挙区では行われている。実態を詳細にみれば、すべての選挙区において国民競選が行われたわけではなく、党首に政治的立場に近い候補は単数公認を受けており、国民競選は党内で反対派閥に属する議員に対して行われたことが分かった。このことか

ら、少なくともこの折については、党中央の権力者により国民競選は党内権力闘争に用いられた手段であったと言える。

第三章では、2012年の韓国民主党的大統領候補者選定過程を地方政治家の動向をにらみながら分析している。候補者選定過程の開放は、多くの有権者(党員投票の場合は一般党員、競選の場合は一般有権者)に対する影響力を有する地方政治エリートをどう傘下に収め組織化しうかが勝負の分かれ目なので、必然的に中央エリートを目を地方エリートに向けさせる。地方エリートの側からすれば、大統領候補となる者が党のリーダーとして国会議員候補の指名権を握り、国会議員の公認候補となる者が下級の地方議員の指名権を握るため、現職は現職(最有力候補)を支持する(現職国会議員が最有力大統領候補を、現職地方議員が現職国会議員の支持する大統領候補を支持する)傾向にあるが、それらに対抗して立つ者、立ちとうとする者は、別の勢力に結集することが観察される。

このことから見てとれるのは、候補者指名過程の開放が韓国地方政治に変動をもたらしているということである。地方レベルの支持調達を行わねばならなくなった中央エリートは、おそらく前にまして地方利益に耳を傾けざるを得なくなるだろう。韓国政治を語るのに主として青瓦台だけを見ることであらかたわかると考えられてきた状況に変動がもたらされているということなのである。

第四章では、日本における2013年の参議院議員選挙における候補者指名過程を調べるために自由民主党滋賀県連に注目している。日本においては、党員の外にまで候補者選定への参加を呼びかけるような制度はないが、公募は盛んに行われるようになった。自由民主党の国会議員候補選びは時に党中央の選好が強く反映されたりもするが、おおむね地方支部、府県連主導で行われている。その意味では、ハザンとラハットの指標でいえば、分権的な候補者選びが行われていると言え、また、地方レベルで行われる公募は、特にその地域出身という条件を付さない公募は、包括性の高い候補者資格を指し示している。

日本の参議院議員選挙の候補者選びを少し過去にさかのぼって行っている先行研究による分析結果と併せて考えると、候補者資格の包括性を高めるときは候補者選定の過程(ハザンとラハットの第二の指標)を少し排他的な方向で運用するということがわかった、というのが本章の知見である。また、その選挙における勝利の見込みも候補者選定過程のあり方に影響を与えていると思われる、すなわち、あまり勝てそうにない時に公募を採用し一般有権者のよい評判(民主化したと見せる)を得ようとし、勝てそうな時には、選定過程の開放化のリスクを取らず、議員候補選びに慎重さがみられるということも知見として得られた、ということである。

終章では本稿の知見についてまとめ、候補者指名と民主主義の関係について考察を加え、課題を示唆している。本稿は韓国の国会議員選挙の候補者選定過程、大統領選挙の候補者選定過程、日本の参議院議員の候補者選定過程について、それぞれ丁寧な記述と分析を行ったものである。国家統治のあり方も違えば選挙制度についても相違が大きい両国の間で、これだけの記述で一般的な評価は行いにくいだが、すくなくとも、候補者選定過程の開放は、

規範論的な意味合いのみでこれを見ることはできず、最近、政治過程の中に投入された重要な要素であり、権力者はこれをコントロールしようとしていること、また、かならずしも、それが意図通り成功するわけではなく、特に韓国においては、従来あまり観察されてこなかった地方レベルの政治に変容をもたらしている、少なくとも、変容をもたらす要素であると見ることができる、としている。

<論文審査の結果の要旨>

1. 本研究の意義

韓国では民主化から日が浅く、地方分権も形式的には進められているが実態はあまり明らかにはなっていない。政治学・行政学にかかわる学界自体も、啓蒙学派が幅を利かせていた戦後日本のように、上から民主化に向けた啓蒙を行うという空気が強い。まさに、官僚支配・集権支配が語られていた日本の状況に似た学界事情にあるとみてよいと思われる。そうした中では、地方の政治が語られないというのは村松岐夫以前の日本の政治学・行政学と同様である。中央集権というものの見方が地方を語らずともソウルを見ればわかるという態度を生み、官僚支配というものの見方が大統領以外の政治アクターを克明に追う必要はないという態度を生んでいる。

こうした中で、済州島といういわば境界の国会議員、地方議員の動向を中央の政治アクターと連動させて過程論的記述分析を行った本研究は、そのこと自体でとても大きな意義を有する。

また、候補者選定過程の開放を規範論的にとらえ、このこと自体に一定の価値を置く研究者が韓国には散見する。日本においても一般的言説の中で公募自体が良いことであると疑われないものが多い。たとえば候補者自身の、自らは公募候補であると誇らしげに語るどころからもそれは明らかである。確かに多くの人に機会が与えられ、多くの人々が政治エリートを選び出す過程に参加することを民主的と見ることは間違いではない。

しかし、政党の機能に思いをいたすとき、公募を無媒介に善とし、選出過程の開放を無条件に是とすることに疑義を抱く政治学者は多い。特に、国民競選のように、政党の候補者選びを一般有権者に問うて行う実践の意味は、今少し吟味を要するだろう。

本稿は、そうした昨今の政党の無責任ともいわれかねない行動に警鐘を鳴らしているという意味でも意義深い。

2. 本研究の課題

本稿は、上述したように、韓国の政治学界の事情に鑑みれば、すこぶるチャレンジングな意義深い研究であるが、個別の事例の詳細な記述とそのこと自体の説明から離れて、理論的な貢献をなそうという意思に若干欠けるところがある。

おそらく本稿の主たる議論は、候補者選定過程の開放それ自体を単純に良いこととする言説、特に政治エリートの間に見られる、本当にそう思っているのか疑わしいものだが、公募は善であるとか、自らの党の候補を一般有権者に問うことが民主的であるとか語る言説に疑義を抱き、実際には選定過程のありようは政治エリートの権力闘争を反映したものであると描くことであったと考えられる。

その限りでは、本稿は目的を達していると言えるが、記述の域を超えて、学問への貢献を果たそうとするのならば、選んだ事例の間だけでも、変数のレベルをそろえる努力をすることで次の研究に進むための準備が可能ではないかと思われる。たとえば、韓国については党中央のリーダーシップが語られているので、党中央と地方の関係が射程に入っているが、日本の事例ではほとんど中央の事情は語られていない。

また、欧米の政党のあり方を視野に入れば、党员以外の一般有権者が多いという日韓に共通する政党政治の事情も見えてくる。韓国の国民選挙を通じて見えるのは、そのことの奇妙さもさることながら、この両国は、党組織のあり方自体が、世界標準から言って少し奇妙なところにあるということが見えるのではないか。

もう少し、目線を挙げての政治学の理論自体への貢献を考える視点を持つことが大きな課題であろう。

<試験または学力確認の結果の要旨>

審査委員会は論文審査並びに口頭試問（2014年1月17日（金）15:00～16:00、政策科学部会議室）および公聴会（2014年1月31日（金）14:00～15:00、洋洋館955教室）を実施した。

口頭試問、公聴会の質疑応答を併せて全体として本研究の意義と課題が的確に示された。なお、外国語（英語）についても、論文内にいくつかの引用がなされ、研究科の講義の中でも講読しており、研究遂行に必要と考えられる能力を有していると判断する。また**審査委員会は、立命館大学政策科学会における3篇の査読付き投稿論文（20巻2号、21巻1号、2号）の刊行済を確認した。**

以上より、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士（政策科学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。